

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 7 年 9 月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 6 0 号	令和 6 年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
議第 6 1 号	令和 6 年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 6 2 号	令和 6 年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 6 3 号	令和 6 年度山形市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 6 4 号	令和 6 年度山形市立病院済生館事業会計決算認定について
議第 6 5 号	令和 7 年度山形市一般会計補正予算
議第 6 6 号	災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等の購入について
議第 6 7 号	水循環型手洗いスタンドの購入について
議第 6 8 号	山形市建設技師養成奨学金貸付条例の設定について
議第 6 9 号	山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
議第 7 0 号	山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担 に関する条例の一部改正について
議第 7 1 号	山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
議第 7 2 号	山形市立商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
議第 7 3 号	山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
議第 7 4 号	山形市水道給水条例の一部改正について
議第 7 5 号	山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につい て
議第 7 6 号	山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につい て

議第60号

令和6年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度山形市一般会計歳入歳出決算並びに令和6年度山形市国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和6年度山形市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算、令和6年度山形市介護保険事業会計歳入歳出決算、令和6年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算、令和6年度山形市区画整理事業会計歳入歳出決算、令和6年度山形市財産区会計歳入歳出決算、令和6年度山形市駐車場事業会計歳入歳出決算及び令和6年度山形市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算（以上別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第61号

令和6年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和6年度山形市水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第62号

令和6年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和6年度山形市公共下水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第63号

令和6年度山形市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和6年度山形市農業集落排水事業会計（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第64号

令和6年度山形市立病院済生館事業会計決算認定について

令和6年度山形市立病院済生館事業会計決算（別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方公営企業法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 7 年度山形市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度山形市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,330,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,775,987千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		19,400,300 ^{千円}	255,491 ^{千円}	19,655,791 ^{千円}
	2 国 庫 補 助 金	5,119,499	255,491	5,374,990
16 県 支 出 金		8,092,153	36,760	8,128,913
	2 県 補 助 金	2,387,321	36,760	2,424,081
18 寄 附 金		2,041,400	20,000	2,061,400
	1 寄 附 金	2,041,400	20,000	2,061,400
19 繰 入 金		2,445,956	378,773	2,824,729
	2 基 金 繰 入 金	2,040,274	378,773	2,419,047
20 繰 越 金		600,000	1,549,489	2,149,489
	1 繰 越 金	600,000	1,549,489	2,149,489
21 諸 収 入		6,141,991	2,060	6,144,051
	5 雑 入	2,412,625	2,060	2,414,685
22 市 債		4,576,000	88,400	4,664,400
	1 市 債	4,576,000	88,400	4,664,400
歳 入 合 計		106,445,014	2,330,973	108,775,987

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		10,705,507 ^{千円}	1,489,414 ^{千円}	12,194,921 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	3,354,407	1,483,672	4,838,079
	8 文化スポーツ費	3,063,017	5,742	3,068,759
3 民 生 費		44,340,156	184,043	44,524,199
	1 社 会 福 祉 費	19,621,776	140,107	19,761,883
	2 児 童 福 祉 費	20,389,351	31,921	20,421,272
	4 災 害 対 策 費	259,442	12,015	271,457
4 衛 生 費		8,201,578	84,521	8,286,099
	1 保 健 衛 生 費	3,997,843	2,995	4,000,838
	2 清 掃 費	3,851,362	4,614	3,855,976
	3 環 境 保 全 費	317,213	76,912	394,125
6 農 林 水 産 業 費		2,060,746	17,397	2,078,143
	1 農 業 費	1,707,268	17,397	1,724,665
8 土 木 費		11,738,830	200,262	11,939,092
	1 土 木 管 理 費	452,145	20,262	472,407
	2 道路橋りょう費	3,511,351	180,000	3,691,351
10 教 育 費		9,324,638	205,336	9,529,974
	1 教 育 総 務 費	1,979,247	105,076	2,084,323
	2 小 学 校 費	1,843,936	13,542	1,857,478
	3 中 学 校 費	615,134	1,450	616,584
	7 保 健 体 育 費	2,103,289	85,268	2,188,557
14 諸 支 出 金		0	150,000	150,000
	1 土地開発基金費	0	150,000	150,000
歳 出 合 計		106,445,014	2,330,973	108,775,987

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム改修事業	令和8年度	千円 5,150
旧吉池医院保存・活用事業	令和7年度から 令和12年度まで	事業用地約1,400㎡を取得した 金額に利子等を加えた額
家庭系指定ごみ袋等の調達・ 製品管理及び配送等事業	令和7年度から 令和8年度まで	254,944
上野最終処分場第二期整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	913,768
市有施設LED照明導入運用事業 (霞城公民館ほか10施設)	令和7年度から 令和18年度まで	175,351
国際交流プラザ太陽光発電設備 導入運用事業	令和7年度から 令和25年度まで	111,074

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 基 盤 整 備 事 業	千円 6,300	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。
最終処分場施設整備事業	2,800			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	千円 506,400	千円 510,700
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	45,800	61,400
地 方 道 路 等 整 備 事 業	588,700	638,700
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	402,900	412,300

議第 6 6 号

災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等の購入について

次のとおり、災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等を購入する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 名 称 | 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等 |
| 2 | 数 量 | 8 2 式 |
| 3 | 購 入 金 額 | 金 1 3 , 8 0 0 , 6 0 0 円 |
| 4 | 購 入 先 | 日本防災工業株式会社山形営業所 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等を購入するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 6 7 号

水循環型手洗いスタンドの購入について

次のとおり、水循環型手洗いスタンドを購入する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 名 称 | 水循環型手洗いスタンド |
| 2 | 数 量 | 3 3 台 |
| 3 | 購 入 金 額 | 金 5 3 , 3 4 9 , 8 1 9 円 |
| 4 | 購 入 先 | 富士商事株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

水循環型手洗いスタンドを購入するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議決を求めようとするものである。

山形市建設技師養成奨学金貸付条例の設定について

山形市建設技師養成奨学金貸付条例を次のように制定する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市建設技師養成奨学金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、土木、建築又は建築デザインの分野における専門的・技術的職業の従事者（以下「建設技師」という。）を志す者を経済的に支援するための山形市建設技師養成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付制度を創設することにより、建設技師の養成を図り、もって建設技師の確保並びに公共工事等の安定的かつ継続的な施工及び管理に資することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学又は大学院（以下「学校等」という。）に在籍し、土木、建築又は建築デザインに関する学科を専攻している者
- (2) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康である者
- (3) 学校等を卒業し、又は修了した（以下「卒業等した」という。）後、山形県内の行政機関、事業所等（以下「事業所等」という。）において建設技師として従事する意思を有する者

(貸付額等)

第3条 奨学金の貸付額は、1人につき月額5万円以内で規則で定める額とする。

2 奨学金は、無利子とする。

(貸付期間)

第4条 奨学金の貸付期間は、在籍する学校等の正規の修業年限を限度とする。

（貸付けの手続）

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸付けを行うかどうかを決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（貸付けの停止及び廃止）

第6条 市長は、前条第2項の規定による奨学金の貸付けを行う旨の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止し、又は廃止することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 虚偽その他の不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けを受ける必要がないと市長が認めるとき。

（奨学金の償還）

第7条 奨学生は、学校等を卒業等した日の属する月の翌月から起算して6か月を経過した月（前条の規定により奨学金の貸付けを廃止された場合にあっては、その廃止された日の属する月の翌月）から奨学金の貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間を経過するまでの間において、貸付けを受けた奨学金の額に相当する額を月賦払により市長に償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部について、前項に規定する償還期限を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 繰上げ償還を申し出たとき。
- (2) 正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったとき。

（償還の猶予）

第8条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を猶予することができる。

- (1) 事業所等において建設技師として従事しているとき。

- (2) 学校等に在籍しているとき。
- (3) 学校等を卒業等した後、就職先が確定しないとき。ただし、3年間を限度とする。
- (4) 被災、傷病その他の事由により奨学金を償還することが著しく困難であると市長が認めるとき。ただし、規則で定める期間を限度とする。

(償還の免除)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還に係る債務を免除するものとする。

- (1) 事業所等において建設技師として従事した期間が3年に達したとき。
 - (2) 死亡したとき。
- 2 市長は、奨学生が心身の著しい障がいにより奨学金を償還することができないと認めるときは、奨学金の償還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。
- 3 市長は、奨学生が事業所等において建設技師として従事し、その従事した期間が3年に達しなかった場合において、その理由が事業所等の倒産その他奨学生の責めによらないものであるときは、その従事した期間に応じて奨学金の償還に係る債務の一部を免除することができる。
- 4 前3項の規定は、既に償還を行った奨学金については、適用しない。

(延滞利息)

第10条 市長は、奨学生が正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じて年14.6パーセント（償還すべき日の翌日から1か月を経過する日までの期間にあっては、年7.3パーセント）の割合で計算した延滞利息（以下「延滞利息」という。）を徴収するものとする。

- 2 市長は、奨学生が奨学金を償還しなかったことについて被災その他やむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息を減額し、又は免除することができる。
- 3 延滞利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、

公布の日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

- 2 当分の間、当該年における延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合における第10条第1項の規定の適用については、「年14.6パーセント」とあるのは「その年における延滞金特例基準割合（附則第2項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合」と、「年7.3パーセント）の割合」とあるのは「当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」とする。

(山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

- 3 山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 積立基金の表に次のように加える。

建設技師養成奨学金	山形市建設技師養成奨学金貸付条例（令和7年市条例第 号）に基づく奨学金の貸付事業の資金に充てるために積み立てるもの
-----------	---

(準備行為)

- 4 奨学金の貸付けに係る申請その他奨学金の貸付けを行うために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の例により行うことができる。

理 由

土木・建築系技術者の養成及び確保を図るため、奨学金の貸付制度を創設しようとするものである。

議第69号

山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(山形市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 山形市一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和29年市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費(第8条―第12条)

第2節 宿泊費等(第13条―第15条)

第3節 転居費等(第16条―第18条)

第3章 外国旅行の旅費(第19条)

第4章 雑則(第20条―第28条)

附則

第1条第1項中「12月」及び「。以下「法」という。」を削り、同条第2項中「特別の定」を「特別の定め」に、「外、」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第1号中「国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年5月大蔵省令第45号)で定めるその附属の」を「これらに附属する」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この号において」を加え、同項第3号中「在勤庁」の次に「(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者

が認める場所)」を加え、同項第5号中「若しくはその扶養親族」を「又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「職員」を「職員」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、「主として職員の収入によつて生計を維持している者」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同項に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、この市と旅行役務提供契約（旅行者等がこの市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、この市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「、その配偶者」を削り、同条第3項中「法」を「地方公務員法」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- (1) 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合
- (2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
- (3) 第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員 その家族の旅行について第16条、第18条第1項及び第20条第2項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

第3条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「交通機関の事故又は天災その他任命権者が定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情
- (2) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは当該家族の責めに帰することができない事情

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、この市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「旅行依頼（以下」を「旅行依頼（以下この条及び次条において」に改め、同条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基つき、その変更をする」に改め、同条第4項中「発し」の次に「、」を加え、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「記載してこれ」を「記載し、当該事項」に、「提示」を「提示し、」に改める。

第5条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてその種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

- 2 前項に規定する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この条例及び規則で定めるところによる。

第7条の前の見出し及び同条から第12条までを削る。

第13条第1項中「とする者は」を「とするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受け

ようとする旅行役務提供者は」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「様式」の次に「並びに前項に規定する給与の種類」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 旅費の支出又は支払をする者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

第13条を第7条とする。

第14条を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（規則で定める者に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（規則で定める者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

（航空費）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（車賃）

第11条 車賃は、自己の所有する自家用自動車を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 当該移動に係る路程に応じた費用
- (2) 前号に掲げる費用以外の費用であつて、当該移動に直接要する費用

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる費用は、自己の所有する自家用自動車を使用して移動する全路程を通算して計算し、その額は、1キロメートルにつき22円とする。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自己の所有する自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第2節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。第15条及び第16条において「令」という。）第9条本文の規定により国家公務員等に支給される宿泊費の額を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、規則で定める特別な事情に該当すると任命権者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、法及び令第11条の規定により国家公務員等に支給される宿泊手当の額を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

第3節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、法及び令第12条の規定により国家公務員等に支給される転居費の額を基準として規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第29条の見出しを削り、同条中「外国旅行の旅費支給」を「渡航雑費、死亡手当その他の外国旅行の旅費の支給」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月法律第114号）」を「法」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「同法律」を「法」に改め、第3章中同条を第19条とする。

第30条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「この市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改

め、第4章中同条を第24条とし、同条の前に次の4条を加える。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(依頼等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（第11条第1項第1号に掲げる費用を除く。）及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項第2号及び第3号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（車賃（第11条第1項第1号に掲げる費用に限る。）及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条第1項中「4月」を削り、「旅費が労働基準法」を「旅費が同法」に改め、同条第2項中「法」を「地方公務員法」に、「第28条第3項の規定に準じて」を「規則で定め

るところにより」に改め、「前職務相当の」を削り、同条を第25条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第26条 旅費の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則(次項において「条例等」という。)の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費の支出又は支払をする者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費の支出又は支払をする者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(任命権者の監督)

第27条 任命権者は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第32条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の施行に関し」に、「任命権者が」を「規則で」に改め、同条を第28条とする。
附則第3項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

(山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例(昭和32年市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「12月」を削る。

第2条中「旅行し」の次に「、」を加える。

第3条中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

第4条中「3月」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条、第3条関係)

内国旅行の旅費及び費用弁償額

区分		鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	宿泊費
ア	市長、副市長、 議会の議員及び 非常勤の監査委 員（議会の議員 のうちから選任 する委員に限 る。）	一 般 職 の 職 員 の 例 に よ る 額	一 般 職 の 職 員 の 例 に よ る 額	一 般 職 の 職 員 の 例 に よ る 額	一 般 職 の 職 員 の 例 に よ る 額	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条及び第21条第2項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員（別表第2において「指定職の職務にある者」という。）に支給される宿泊費に相当する額
イ	アに掲げる者以 外の特別職の職 員					一般職の職員の例による額

備考

- この表において「一般職の職員」とは、山形市一般職の職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員をいう。
- 市長、副市長、議会の議員及び非常勤の監査委員（議会の議員のうちから選任する

委員に限る。)に係る鉄道費、船賃及び航空費の額は、山形市一般職の職員等の旅費に関する条例第8条第1項第5号中「特別車両料金（規則で定める者に限る。））」とあるのは「特別車両料金」と、同条第2項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第9条第1項第4号中「特別船室料金（規則で定める者に限る。））」とあるのは「特別船室料金」と、同条第2項中「最下級（規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級）」とあるのは「最上級」と、同条例第10条第2項中「最下級」とあるのは「最下級の直近上位の級」と読み替えた額とする。

- 3 その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、一般職の職員の例による額とする。ただし、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員に限り支給する。

別表第2（第2条、第3条関係）

外国旅行の旅費及び費用弁償額

区分		旅費及び費用弁償額
ア	市長、副市長、議会の議員及び非常勤の監査委員（議会の議員のうちから選任する委員に限る。）	国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により指定職の職務にある者に支給される旅費に相当する額
イ	アに掲げる者以外の特別職の職員	一般職の職員の例による額

備考

- この表において「一般職の職員」とは、山形市一般職の職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員をいう。
- この表により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

（山形市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第3条 山形市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の4中「別表第1及び別表第2に定める」を「山形市一般職の職員等の旅費に関する

る条例（昭和２９年市条例第１１号）の適用を受ける職員の例により」に改める。

第４条中「、退職手当及び旅費」を「及び退職手当」に、「、山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和３８年市条例第６号）及び山形市一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和２９年市条例第１１号）」を「及び山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和３８年市条例第６号）」に改める。

別表第１及び別表第２を削る。

（参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正）

第４条 参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和４４年市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- ２ 第１条の規定による改正後の山形市一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分（附則第４項及び第６項において「施行日以後の旅行」という。）について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- ３ 新条例第３条第６項及び第７項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第１条の規定による改正前の山形市一般職の職員等の旅費に関する条例第３条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- ４ 施行日以後の旅行に係る新条例第１１条第２項の規定の適用については、同項中「２２円」とあるのは、令和８年３月３１日までに出発する旅行にあっては「３７円」と、同年４月１日から令和９年３月３１日までの間に出発する旅行にあっては「２９円」とする。
- ５ 新条例第２６条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- ６ 第２条の規定による改正後の山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例の規

定、第3条の規定による改正後の山形市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の参考人等に対する費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後の旅行について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、職員等に対して支給する旅費について見直しを行うとするものである。

議第70号

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部改正について

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例（平成5年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条、第9条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令の改正にあわせ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用のビラ及びポスターに係る公費負担額を改定しようとするものである。

議第 7 1 号

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の見出しを「（手数料の納付方法等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 7 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別表第 1 に規定する粗大ごみに係る手数料の納付は、地方自治法第 2 3 1 条の 2 の 2 の規定により指定納付受託者（同法第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者をいう。）に委託する方法により行うことができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

粗大ごみの処理手数料についてキャッシュレス決済を導入するため、所要の改正を行おうとするものである。

議第 7 2 号

山形市立商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

山形市立商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市立商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形市立商業高等学校授業料等徴収条例（昭和 5 1 年市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「徴収方法」を「納付」に改め、同条中「受け付けるときに徴収する」を「受け付ける時までに納付する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

商業高等学校の入学者選抜に係る出願方法の変更にあわせ、入学者選抜手数料の徴収方法を変更しようとするものである。

議第73号

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表山形市東消防署の項中「立谷川一丁目・二丁目・三丁目」を「立谷川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

大字十文字、大字大森及び大字漆山の各一部の区域の名称の変更に伴い、消防署の管轄区域に係る規定の整備をしようとするものである。

議第 7 4 号

山形市水道給水条例の一部改正について

山形市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市水道給水条例の一部を改正する条例

山形市水道給水条例（昭和 3 3 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「立谷川一丁目・二丁目・三丁目」を「立谷川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

大字十文字、大字大森及び大字漆山の各一部の区域の名称の変更に伴い、給水区域に係る規定の整備をしようとするものである。

議第75号

山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行おうとするものである。

議第76号

山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行おうとするものである。